

全体を通して(※このホームの優れている点、独自に工夫している点など)		分野・領域	項目数	「できている」項目数 外部評価	
<p>このホームの設立運営法人は、有限会社クラスタである。法人の代表者(年齢31歳)はこのホームの所在地区の出身者で、現在は神奈川県に居住し、同県内で福祉関係の事業に携わっている。地元には両親がおり、将来は「両親を含めた大切な人々の余生を世話したい」として、このホームを開設した。管理者は看護師として民間病院に勤めたり、訪問看護などにも携わってきたが、「大切な人々の余生を世話したい」との趣旨に共鳴して、いまの職務に就いている。管理者はその豊かな経験と力量、幅広い医療福祉関係の人脈を生かして、このホームの運営と介護に当たり、法人の代表者の「介護は人(仁)である」との思いを生かして、職員の教育に力を入れている。「事業を通して地域交流と社会資源の活性化に努める」と運営規程に定めている通り、このホームは地域社会に社会福祉思想を発信し、地域社会に融和した事業を営んでいる。</p>		I 運営理念			
		①	運営理念	4	4
		II 生活空間作り			
		②	家庭的な生活環境づくり	4	4
		③	心身の状態に合わせた生活空間づくり	6	6
		III ケアサービス			
		④	ケアマネジメント	7	7
		⑤	介護の基本の実行	7	7
		⑥	日常生活行為の支援	8	8
		⑦	生活支援	2	2
		⑧	医療・健康支援	9	9
		⑨	地域生活	1	1
		⑩	家族との交流支援	1	1
		IV 運営体制			
⑪	内部の運営体制	11	11		
⑫	情報・相談・苦情	1	1		
⑬	ホームと家族との交流	3	3		
⑭	ホームと地域との交流	4	4		

## 2. 評価報告書

項目番号	項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	<b>I 運営理念</b> 1. 運営理念の明確化					
1	1 ○理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)に関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム(以下「ホーム」という。)の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。	○			管理者はこのホームの運営理念を具体的に自分の言葉でいえる。また、管理者はユニット会議や朝のミーティングなどを通じて、運営理念や日々の方針、目標などを具体的に職員に伝え、話し合っている。	
2	3 ○運営理念の明示 ホームの運営理念を利用案内時の説明文書及びホームの見やすいところに明示し、かつ、入居者及びその家族等に分かりやすく説明している。	○			運営理念の要点をホームに掲示している。また、運営理念と重要事項説明書及び外部評価結果を綴って供覧に付している。運営理念などの表現は分かりやすく、入居予定者やその家族には入居前に、事務室で十分に説明している。	
3	4 ○権利・義務の明示 利用者の権利・義務を利用案内時の説明文書及び契約書に分かりやすく示し、かつ、入居者及びその家族等に説明し同意を得ている。	○			契約書に入居者などの権利と義務を分かりやすい言葉で明記し、入居予定者とその家族などに分かりやすく説明している。また、入居予定者には可能な限り入居前にホームを見学してもらっている。当事者(ホーム側は法人の代表者)が対等の立場で契約書を締結している。	
	2. 運営理念の啓発					
4	5 ○運営理念の啓発 ホームの運営理念や役割が地域に理解されるよう、地域に対する運営理念の啓発・広報に取り組んでいる。(ホームの説明会、ホーム便り等)	○			ホームの設立時にこの地域社会の方々を対象にして説明会を開催し、2つ目のユニットの開設時にも近在の方々に説明を兼ねてあいさつしている。ホームだより「あんど通信」を年に3,4回発行している。	
<b>運営理念 4項目中 計</b>		4	0	0		
	<b>II 生活空間づくり</b> 1. 家庭的な生活空間づくり					
5	6 ○気軽に入れる玄関まわり等の配慮 違和感や威圧感を感じさせず、入居者や家族が入りやすく、近隣の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。(玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等)	○			建物自体が周辺の住宅に溶け込めるように、一般的な家屋のように設計されている。玄関先には草花を植えたプランターを飾り、「グループホームあんど」の表札を掛けて訪問者を迎えてくれる。	
6	7 ○家庭的な共用空間づくり 共用の生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。	○			共用空間として食堂兼居間(面積は「まちね」が69.0㎡、「そあれ」が31.3㎡)を確保し、それぞれ畳敷きの小上がり(堀りごたつ付き)やソファの席を設けている。それぞれの食堂兼居間は、通常の家で使用している家具や調度品を使用して、入居者にとって使いやすいつらえに造作している。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
7	8	○共用空間における居場所の確保  共用空間の中に、入居者が一人になったり気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。	○			前項に記載の通り、食堂兼居間、畳敷きの小上がり、ソファの席、対面式の調理台があり、入居者が思い思いの場所で食事をしたり、作業をしたり、くつろいだりしている。現在は喫煙者がいないが、必要があれば事務室での喫煙が可能である。	
8	9	○入居者一人ひとりにあわせた居室の環境づくり  居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品等が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。	○			このホームがそれぞれの居室(11.6㎡)に提供している設備備品類は、暖房用温水放熱器、押入れ、照明器具である。「自宅のお部屋ごと引っ越して下さい」と呼びかけているので、入居者はベッド、寝具、たんすなどを持ち込んでいる。	
<b>家庭的な生活環境づくり 4項目中 計</b>			4	0	0		
<b>2. 心身の状態にあわせた生活空間づくり</b>							
9	11	○身体機能の低下を補う配慮  入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。(すべり止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)	○			敷地からそれぞれのユニットの玄関にかけては傾斜路を設け、玄関と居住空間の間に段差があるが、その先はバリアフリーとなっている。玄関には収納式の腰掛け、浴室には手すり、浴そうには滑り止めを配置している。	
10	13	○場所間違い等の防止策  職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気をこわさずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)	○			入居者の識別能力に応じて、必要な人の居室には名札「○○様の部屋」の他になじみのもので目印を付けている。便所と浴室には特に表示がないが、入居者の残存する記憶力を応用して一定の方向づけをして、覚えるように支援し、夜間には常夜灯で誘導している。	
11	14	○音の大きさや光の強さに対する配慮  入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、日射し等)	○			照明や日ざしがまぶしかったり、暗かったりしていない。テレビの音が大きすぎたり、点けばなしにしていない。職員の会話の音量は日常的に家庭で話す大きさである。	
12	15	○換気・空調の配慮  気になる臭いや空気のだよみがないように、換気を適宜行っている。また、冷暖房の温度調節は、冷やし過ぎや暖め過ぎがないように適切に行っている。	○			屋内は適切に換気され、臭気や空気のだよみがない。それぞれの居室や共用空間などの場所に応じた温度と湿度を適切に管理している。暖房は食堂兼居間では床暖房を、居室では温水放熱器を使用している。	
13	17	○時の見当識への配慮  見やすく、馴染みやすい時計や暦を、目につくところに設置している。	○			適切な大きさの時計と暦を目線の高さに掛けている。四季折々の草花や行事飾りなどを飾ったり、こたつの温もりやスリッパの交換でも季節が感じられるようにしている。	
14	18	○活動意欲を触発する物品の用意  入居者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、大工道具、園芸用品、趣味の品等)	○			入居者の活動意欲を高めるなじみの物(炊事用具、掃除用具、お茶道具、裁縫道具、園芸用具、書道、絵の具、楽器、娯楽用具など)があり、おもいおもいに利用している。	
<b>心身の状態にあわせた生活空間づくり 6項目中 計</b>			6	0	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>Ⅲ ケアサービス</b> ケアマネジメント					
15	20	○個別具体的な介護計画  アセスメントに基づいて、入居者主体の目標を立て、入居者一人ひとりの特徴を踏まえた具体的な介護計画を作成している。	○			入居前に入居予定者の家庭に赴いて実態調査を行い、それぞれの入居者の情報の把握と、入居者の欲求の把握に努力している。あわせて家族の要望や意見を聞いている。それらをもとにしてそれぞれの入居者に適した具体的な介護計画を作るように努力している。	
16	21	○介護計画の職員間での共有  介護計画を、すべての職員の気づきや意見を採り入れて作っており、すべての職員が計画の内容を知ることができる仕組みを作っている。	○			すべての職員の意見を採り入れて介護計画を作成し、作成した介護計画はユニット会議で話し合ってみんなが共有している。すべての職員が「すべての介護は介護計画にのっとって実行される」ことを理解している。	
17	22	○介護計画への入居者・家族の意見の反映  介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。	○			それぞれの入居者の欲求を引き出しながら介護計画に反映するように努力している。家族の意見や要望についても同様である。介護計画を入居者や家族に提示し、その際に押印(又はサイン)などで同意を得ている。	
18	23	○介護計画の見直し  介護計画に実施期間を明示して、その期間が終了する際に見直しを行うことはもとより、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。	○			介護計画の見直しに当たっては、すべての職員が意見を出し合い、それをまとめて前の計画の評価として記載している。3か月に1回は定期的に見直している他、状況の変化があった場合にはその都度見直している。	
19	24	○個別の記録  日々の介護や介護計画に反映させるため、入居者一人ひとりの特徴や変化を具体的に記録している。	○			それぞれの入居者ごとにファイルを用意して日常の暮らしの様子、入居者本人の言葉、排せつ状況、食事と水分の摂取量、バイタルサイン及び身体的状況などを的確に記録し、すべての職員が分かるようにしている。	
20	25	○確実な申し送り・情報伝達  職員の申し送りや情報伝達を確実にし、重要な点はすべての職員に伝わる仕組みを作っている。	○			申し送りは朝夕に実施している。申し送り事項は「申し送りノート」に記載し、すべての職員に伝わるように押印(又はサイン)により確認している。また、管理者は常に職員から報告を受けるシステムができています。	
21	26	○チームケアのための会議  チームとしてケアを行う上での課題を解決するため、すべての職員で、定期的に(緊急案件がある場合にはその都度)会議を開催し、活発に意見交換を行って合意を図っている。	○			それぞれのユニット会議を毎月1回開催しているほか、緊急の場合には臨時の会議も開催し、簡潔な記録を残している。当日の夜勤者を除くすべての職員が参加の対象であり、法人の代表者と管理者は、双方のユニット会議に参加している。	
<b>ケアマネジメント 7項目中 計</b>			7	0	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>2. ホーム内でのくらしの支援(1)介護の基本の実行</b>					
22 23	27 28	○入居者一人ひとりの尊重と職員の穏やかな態度 職員の言葉かけや態度はゆったりしており、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。(入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている「現実」を否定しない等)	○			入居者の呼び方は、入居者本人や家族と相談して、その人に適したものに統一している。人前であからさまに介護したり、誘導したりしていない。入居者の許しを得た上で居室に出入している。個人の記録やメモなどを人前に放置していない。職員の言葉かけや態度やかかわり方が速すぎたり、語調がきつかったりすることはない。スピーチロックが見られない。	
24	30	○入居者一人ひとりの過去の経験を活かしたケア 入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。	○			入居者の生活歴や好みや習慣だけでなく、本人やその家族が大切に思っている「できること」(残存能力)や「やりたいこと」(志向意欲)を把握してホームの生活に生かしている。	
25	32	○入居者のペースの尊重 職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。	○			それぞれの入居者の安定した生活の周期に配慮して、起床、入浴、食事、就寝などの日課的な行為を本人なりの速さで行えるように、柔軟に対処している。入居者の動作が緩慢であっても本人の状況に合わせて、必要などきだけ支援している。	
26	33	○入居者の自己決定や希望の表出への支援 職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切にし、それらを促す取組を日常的に行っている。(選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等)	○			日常生活のなかで入居者が自由に活動できるように促したり、参加しやすい場面を作ったりしている。言葉で十分に意思表示ができない入居者がいるが、目と目、身振りや手振り、手話、読唇などを通じて、本人の希望や好みを把握している。	
27	35	○一人でできることへの配慮 自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行うようにしている。(場面づくり、環境づくり等)	○			入居者の食事、排泄、歩行、着替え、家事、娯楽などの生活のなかで、入居者の自主性を大切にし、できるだけ一人でできるような準備やお膳立てをしている。職員がむやみに手を出したり、口をだしたりしていない。	
28	37	○身体拘束のないケアの実践 身体拘束は行わないということをすべての職員が正しく認識しており、身体拘束のないケアを実践している。	○			運営規程、契約書及び重要事項説明書に身体拘束を行わない旨を明記し、身体拘束のないケアを実践している。緊急やむを得ない事情で拘束を行う場合の対処方法についても理解している。	
29	38	○鍵をかけない工夫 入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。(外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等)	○			玄関にはベルがあるので、入居者が無断で外出した場合には、見守りと付添いを徹底している。	
<b>介護の基本の実行 7項目中 計</b>			7	0	0		

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		(2)日常生活行為の支援 1) 食事					
30	43	○ 馴染みの食器の使用 家庭的な食器を使っており、茶碗や湯呑み、箸等は、入居者一人ひとりが使い慣れたものになっている。	○			飯わん、汁わん、湯飲み茶わん、箸などはなじみの物を用意している。壊れて新調する場合には、入居者本人と一緒に選んで、本人にとってなじみやすいものを用意している。	
31	44	○ 入居者一人ひとりにあわせた調理方法・盛り付けの工夫 入居者一人ひとりの咀嚼・嚥下等の身体機能や便秘・下痢等の健康状態にあわせた調理方法としつつ、おいしそうな盛り付けの工夫をしている。	○			職員は、おいしい味付、食べやすく飲み込みやすい調理方法、食欲をそそる盛り付け方を身につけている。料理は軟らかく煮込むように心掛け、刻み食も一口大にしている。量や形などは他の人と違わないように盛り付け方にも配慮している。	
32	45	○ 個別の栄養摂取状況の把握 入居者一人ひとりの摂取カロリーや水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。	○			食事の献立は、職員が交替でほぼ一ヶ月分を作成し、主要な食材は業者に配達してもらっている。摂取カロリー、栄養バランス、水分摂取量を把握し、管理栄養士から、3か月に1回程度の割合で指導や助言を受けている。	
33	47	○ 食事を楽しむことのできる支援 職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼし等に対するサポートをさりげなく行っている。	○			献立には入居者の希望を取り入れ、食材には四季の味を取り入れている。出勤しているすべての職員が入居者と同じテーブルで同じ食事を一緒に摂っている。食事は和やかな雰囲気、さりげなく支援の手を差し伸べている。	
		2) 排泄					
34 35	48 50	○ 排泄パターンに応じた個別の排泄支援と排泄時の不安や羞恥心等への配慮 おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っており、排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。	○			それぞれの入居者の自立度に応じて、排泄の間隔、量、兆候などの行動様式を把握し、記録している。失禁を防ぐために、排泄誘導をおこなっている。人前であからさまに尿意や便意の確認をしていない。失禁した場合には、手早く周囲に気づかれないように処理している。下剤の服用が減少し、自然排泄が増えている。入居後におむつから下着になった人もいて、改善が見られる。同性による介助に配慮している。	
		3) 入浴					
36	53	○ 入居者一人ひとりの希望にあわせた入浴支援 入居者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。(時間帯、長さ、回数等)	○			毎日の入浴が可能である。入浴時間帯は夕食時間の前後で、毎日入浴している人もいる。職員は浴室内での入居者の状態を把握しながら、湯の温度の調節や、本人ができない場合には、体洗い、髪洗いを支援している。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
38	57	○プライドを大切にした整容の支援  整容の乱れ、汚れ等に対し、プライドを大切にできなくなりカバーしている。(髭、着衣、履き物、食べこぼし、口の周囲等)	○			入居者の髪型、着衣、履物の乱れ、食べこぼしや口の周囲の汚れを放置せずに、職員がさりげなく対応している。外出時の服装、気温の変化に対応した着衣、整髪、ひげそり、つめきり、耳掃除、などにも気遣っている。	
		5) 睡眠・休息					
39	60	○安眠の支援  入居者一人ひとりの睡眠のパターンを把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通じた安眠策を取っている。	○			それぞれの入居者の睡眠状況を記録している。睡眠薬を処方されている人はいないが、眠れない入居者には安易に薬剤を使わずに、その原因を見極め日中の活動を多く取り入れ、その人の本来の生活のリズムを作れるように支援している。	
<b>日常生活行為の支援 8項目中 計</b>			8	0	0		
		(3)生活支援					
40	64	○金銭管理の支援  入居者が自分でお金を持つことの大切さを職員が分かっており、日常の金銭管理を本人が行えるよう、入居者一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。	○			お金の額が分かるか、所持金の管理ができるかなどの入居者の能力を把握して、その力量に応じて支援している。自分で管理している人もいるし、管理できなくても持っていることが大切な人もいますので、職員が気配りして、持ってもらっている。	
		(4)ホーム内生活拡充支援					
41	66	○ホーム内の役割・楽しみごとの支援  ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見い出せるよう、場面づくり等の支援を行っている。(テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞取り等)	○			それぞれの入居者の認知症の程度や特技に合わせて、楽しみごとや役割への参加を促している。調理や盛り付け、食器洗いや食器ふき、洗濯物干しやたたみ、他の入居者の世話、掃除などの家事、菜園作りや収穫などに参加している。	
<b>生活支援 2項目中 計</b>			2	0	0		
		(5)医療機関の受診等の支援					
42	68	○医療関係者への相談  心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。(医師、歯科医師、保健師、看護師等)	○			協力医療機関として(医)やすらぎの里サンクリニックと上杉皮膚科を、協力歯科医療機関としてちば歯科クリニックを、支援施設として(医社)畑山会医院老人保健施設高森ロマンホームを確保している。二人の看護師を職員に採用している。	
43	73	○早期退院に向けた医療機関との連携  入院した場合、早期退院のための話しあいや協力を医療機関と行っている。	○			入居者が入院した場合には、見舞いをしながら本人への支援を継続している。また、退院に向けて家族や医療関係者と話し合っている。入居者が家族に付き添われて通院する場合には、必要があれば管理者(看護師)も同行している。	
44	74	○定期健康診断の支援  年に最低1回は、健康診断や医師の指導を受けられるように支援している。開設間もないホームは、健康診断を受けられる準備や体制を整えている。	○			80歳以上の入居者は「寿検診」(行政機関による福祉事業で、無料)を毎年受けている。他の人は主治医のいる医療機関で毎年健康診断を受けている。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		(6)心身の機能回復に向けた支援					
45	76	○身体機能の維持 認知症の人の身体面の機能低下の特徴(筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等)を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。	○			すべての職員が認知症の人の心理的身体的特徴を理解している。毎日3時には「健康体操」を実施し、買い物や散歩、家事などの日常生活の中で楽しみながら機能低下の抑止に努めている。	
		(7)入居者同士の交流支援					
46	78	○トラブルへの対応 職員は、入居者同士のけんかやトラブルの原因を把握し、必要な場合にはその解消に努め、当事者や他の入居者に不安や支障を生じさせないようにしている。	○			入居者同士のいさかきを問題としてのみとらずに、入居者同士の関係や力を生かす大事な機会として前向きにとらえて対応している。必要な場合には、職員がぶつかり合いを回避させたり、仲を取り持ったりしている。	
		(8)健康管理					
47	80	○口腔内の清潔保持 入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。(歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等)	○			口腔の手入れの必要性をすべての職員が理解し、食後には歯磨き、入れ歯の手入れ、うがいなどの支援や、出血や炎症を点検している。	
48	83	○服薬の支援 職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。	○			入居者の服薬状況を記録し、すべての職員がそれを把握している。看護師が薬を入居者別、日別、服薬時間別に区分し、職員が適切に与薬している。薬の服用によって入居者に変化がある場合には、家族と医師に連絡している。薬剤師の指導も受けている。	
49	85	○緊急時の手当 入居者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。(けが、骨折、発作、のど詰まり等)	○			緊急時の対処方法に係るマニュアルを用意し、すべての職員に周知している。重要事項説明書にも記載している。救急救命法などの学習や訓練を継続的に年1回は実施している。	
50	86	○感染症対策 感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。(インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSA等)	○			感染症の予防・早期発見・早期対応に係るマニュアルを、すべての職員に周知している。感染症の発生状況の情報収集に務め、適時に対応している。入居者をはじめすべての職員がインフルエンザの予防接種を受けている。	
<b>医療・健康支援 9項目中 計</b>			9	0	0		



項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>3. 入居者の地域での生活の支援</b>					
51	90	○ホームに閉じこもらない生活の支援 入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)	○			近くの店での買い物、外食、自宅泊、散歩、ドライブ、花見、日帰り温泉旅行、敬老会、孫の発表会、近隣訪問、集会参加などの外出の機会を、積極的に作っている。車いす用の乗用車とワゴン車を配備している。	
<b>地域生活 1項目中 計</b>			1	0	0		
		<b>4. 入居者と家族との交流支援</b>					
52	94	○家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等)	○			家族がホームに来たときには職員が笑顔で迎え、居心地よく過ごせるようにしている。面会時間は9時から18時までとしているが、家族の事情に応じた配慮がある。家族の宿泊のために寝具を用意している。	
<b>家族との交流支援 1項目中 計</b>			1	0	0		
		<b>IV 運営体制</b> . 事業の統合性					
53	96	○責任者の協働 法人代表者及び管理者は、ケアサービスの質の向上に熱意を持ち、それぞれの権限や責任をふまえて、共に取り組んでいる。	○			法人の代表者(神奈川県に居住)が毎週1回は来訪し、管理者と十分に連携を保ちながら、それぞれの立場から介護の質の向上と職員の指導助言に当たっている。法人の代表者は毎月1回あて開催しているユニット会議にも参加している。	
54	97	○職員の意見の反映 介護従業者の採用、運営方法、入居者の受入れや入居継続の可否については、職員の意見を聞いている。	○			それぞれのユニットごとに、毎月1回は定期的に会議を開催している(緊急の場合には臨時的にも)。法人の代表者と管理者は双方の会議に出席し、職員と情報や意見を交換している。職員は「意見はいかされている」としている。	
		<b>2. 職員の確保・育成</b>					
55	101	○入居者の状態に応じた職員の確保 入居者の状態や生活の流れを支援するために、これに即した職員の勤務ローテーションを組んでいる。	○			開設されて4年8か月になるが、常勤職員の離職は一人だけで、なじみの職員が継続的に入居者を支えている。夜間深夜にはそれぞれのユニットに一人ずつ勤務者を配置している。管理者は交替制勤務に入らないで、臨機に対応できる。	
56	103	○継続的な研修の受講 職員が、採用時、フォローアップ等それぞれの段階に応じた研修を受講し、その内容をすべての職員に周知している。	○			職員は採用時に採用時研修を受け、その後も能力に応じて研修を受けられる体制がある。職員が研修などに参加しやすいように職員を増やし、順次、認知症介護実践者研修を受講しているし、自ら進んで学べるようにシフトを調整している。	
57	105	○ストレスの解消策の実施 職員の業務上の悩みやストレスを解消する方策を採り入れている。(外部者と接する機会、職員相互の親睦、悩みの聴取、スーパーバイザーの導入等)	○			法人の代表者と管理者は、毎月1回はすべての職員から話を聞く機会がある。敬老会や創立記念日の行事の後に、職員同士の親睦の場を設けている。職員は「ここではストレスがない」としている。職員は休憩場所に事務室を利用している。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>3. 入居時及び退居時の対応方針</b>					
58	107	○入居者の決定のための検討 グループホームに適した入居対象者であるか、十分に検討している。(介護保険被保険者証、診断書、入居申請に至る経過、生活や対人関係、入居者・家族の希望等)	○			入居者の決定に際しては、その人の家庭に赴いて実態を調査し、入居予定者とその家族に面接している。その結果を職員間で検討して入居者を決定している。入居予定者には可能な限りホームを見学してもらっている。	
59	109	○退居の支援 退居は、契約に基づくとともにその決定過程が明確である。また、入居者や家族に十分な説明を行った上で、納得のいく退居先に移れるように支援している。退居事例がない場合は、その体制がある。	○			退去に係る条件を契約書に明記している。退去が必要な場合には、本人や家族に十分に説明して同意を得、転出先と調整している。	
		<b>4. 衛生・安全管理</b>					
60	112	○ホーム内の衛生管理 ホーム内の清潔や衛生を保持している。(食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等)	○			ホームの衛生管理に係る取決めを用意してすべての職員に周知し、調理の場所、調理用具、食器、冷蔵庫、洗濯機、浴そう、入居者の居室、便所、汚物処理場、水回りなどの管理を適切に行っている。また、管理者が定期的にその状況を点検している。	
61	114	○注意の必要な物品の保管・管理 薬や洗剤、刃物等の注意の必要な物品については、保管場所、管理方法等を明確に取り決め、かつ、そのとおりに実行している。	○			注意の必要な物品(薬品・洗剤・刃物など)の保管管理に係る取決めを用意してすべての職員に周知し、それらの管理を適切に行っている。管理者が定期的にその状況を点検している。	
62 ①	115	○緊急時の対応の周知・訓練 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明、災害等の緊急事態の対応策のマニュアルがあり、すべての職員が内容を熟知し、災害時の訓練を実施している。	○			災害発生時の対応マニュアルをすべての職員に周知している。入居者と一緒に避難訓練を毎年2回あて実施している。地震の際の「非常呼集体制」を整えている。なお、建物は木造であるが耐震設計になっている。	
62 ②	116	○事故の報告書と活用 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。(再発防止の話しあい、今後活かす意義づけ等)	○			事故への対応に係るマニュアルをすべての職員に周知している。事故に係る報告や記録を適切に整理保存し、職員間でその原因などを分析検討して、再発防止につなげている。インシデントに係るものも同様に対処している。	
<b>内部の運営体制 11項目中 計</b>			11	0	0		
<b>6.相談・苦情への対応</b>							
64	119	○相談・苦情受付の明示 相談や苦情を受け入れるホーム側の窓口及び職員が明確であり、入居者及び家族にその利用の仕方を文書と口頭で繰り返し伝えている。	○			ホームの苦情相談の受付先を、電話番号と担当者名を付して重要事項説明書に記載し、気軽に苦情や相談をいってほしいと家族に話している。あわせて行政機関や第三者の受付先も明示している。	
<b>情報・相談・苦情 1項目中 計</b>			1	0	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>7. ホームと家族との交流</b>					
65	122	○家族の意見や要望を引き出す働きかけ 家族が、気がかりなことや、意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的連絡等を積極的にやっている。	○			家族がホームに来たときには、必ず入居者の状況を伝え、意見など聞いている。また、来訪するのが困難な家族に対しては、月に1回は入居者の状況を伝え、意見などを聞いている。「家族の訪問は多い」としているが、家族会がないので、その結成を検討している。	
66	123	○家族への日常の様子に関する情報提供 家族に、入居者の暮らしぶりや日常の様子を定期的、具体的に伝えている。「たより」の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等)	○			家族がホームに来たときには、本人やホームの様子を口頭で伝えるだけでなく、写真で見てもらっている。すべての家族に対して毎月1回は入居者の状況を伝える手紙を送っている。「あんど通信」も同封している。	
67	126	○入居者の金銭管理 入居者が金銭の管理ができない場合には、その代替方法を家族と相談の上定めており、家族に定期的にその出納を明らかにしている。	○			金銭管理については家族と取り決め、月に1回は領収書のコピーを添えて、出納状況を書面で報告している。	
<b>ホームと家族との交流 3項目中 計</b>			3	0	0		
		<b>8. ホームと地域との交流</b>					
68	127	○市町村との関わり 市町村との連絡を密にとり、家族介護教室等の市町村事業を積極的に受託している。	○			行政の担当者に対して、ホームへの理解と支援を働きかけている。行政機関の保健師から認知症の介護に係る相談を受けたり、ヘルパー研修に職員を講師として派遣したりしている。	
69	130	○地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするように取り組んでいる。	○			近在の方々とあいさつを交わしている。野菜や花を届けてくれる人がいるし、子供会のおみこしが毎年立ち寄ってくれるのも、楽しみのひとつになっている。この地区の自治会長が協力的であり、定期的なボランティアもある。	
70	132	○周辺施設等の理解・協力への働きかけ 入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。(商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等)	○			近在の施設(商店、食堂、福祉施設、病院、警察署、消防署、公民館、佐沼小、佐沼中、佐沼高校など)に、このホームへの理解と協力を働きかけている。招待を受けてこの地区の芸能祭の見学に出向いている。	
71	133	○ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。(認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受入れ等)	○			家族やボランティア、民生委員、東北福祉大の学生、他のグループホームの研修生などの見学や研修を受け入れている。受入れの際には入居者の負担にならないように配慮している。	
<b>ホームと地域との交流 4項目中 計</b>			4	0	0		